

# 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給

## のご案内

### 制度概要

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、雇用機会が不足している地域などにおいて雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。

地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、**基本支給額に加え、第1回目の支給時に雇入れ1人につき50万円を上乗せして支給**します。

### 支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。地プロ実施地域における支給要件は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件とは一部異なりますのでご注意ください。

なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件の詳細については「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をご覧ください。

	基本的な支給要件 (手引に記載されている支給要件)	地プロに係る特例支給の要件
計画書の提出		事前に都道府県又は協議会に申請し、承認を得ること
対象事業主	「同意雇用開発促進地域」(※1)において事業所の設置・整備を行うこと	「地プロ実施地域」において事業所の設置・整備を行うこと
対象労働者	「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」に雇入れ日時時点で居住する求職者	「地プロ実施地域」を含む都道府県の区域に雇入れ日時時点で居住する求職者  正社員（無期雇用かつフルタイム）であって、通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と同一の賃金制度を適用するもののみ対象
支給額	基本支給額（48～960万円）を1年ごとに最大3回 ※ 中小企業の場合、創業の場合に追加助成あり	基本支給額に加え、雇入れ1人につき50万円を上乗せして支給（上乗せは1回目のみ） ※ 1事業所あたり20人が上乗せ支給の上限人数
完了日	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月  計画日から起算して18か月を経過する前に地プロ実施期間終了日が到来する場合は、地プロ実施期間終了日
支給申請期限 (完了届提出期限)	計画日から起算して20か月を経過する日	地プロ実施期間終了日が令和N年3月31日の場合
		令和N-2年10月1日以前      令和N-2年10月2日以後
	計画日から起算して20か月を経過する日	地プロ実施期間終了日の翌日から起算して2か月を経過する日

### ご注意ください!

- 支給申請期限までに申請しない場合、基本支給額、上乗せ助成額のいずれも受給できません。
- 地プロ用として提出した計画を、通常の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画（同意雇用開発促進地域等）に変更するためには、提出した計画書を取り下げ、新たな計画書を提出する必要があります。

(※1) 同意雇用開発促進地域：対象地域は、厚生労働省HPまたは都道府県労働局に確認してください。

トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 雇用> 施策情報「雇用関係助成金」> 4.雇入れ関係の助成金「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」